

競技注意事項

1. 競技について

- ① 本大会は 2024 年度日本陸上競技連盟競技規則・駅伝競走基準及び本大会申し合わせ事項に基づいて行われる。
- ② 競技者が走行途中において、医師あるいは医務員、審判長に競技中止を命ぜられた場合は、直ちに競技を中止しなければならない。
- ③ 競技者は競技中、主催者が用意したもの以外の飲食物を携行することも飲食することもできない。
- ④ 競技中、大会規則並びに競技注意事項に違反したために生じた事故については、主催者側は一切責任を負わない。但し、上記以外の不慮の事故については、応急処置のみ行う。
- ⑤ 競技中に競技者が競技続行できない状態になった場合、競技者の交代は認めない。
この場合チームは失格となる。

尚、希望があれば次の区間から走ることはできるが、これ以降の区間記録は参考記録とする。

- ⑥ いかなる場合も人または車両(原動機付自転車、自転車)等による伴走は一切認めない。これに反する行為およびそれと疑わしい行為を行った場合は、審判長の判断により失格とする。
- ⑦ 緊急車両(救急車等)の通過・横断を最優先とし、緊急車両の通行を妨げないこと。また、ロスタイルは考慮しない。

2. 招集について

- ① 第 1 次招集は午前 9 時 30 分～10 時 30 分にヤンマースタジアム長居内 TIC にて同時に行う。各校代表者 1 名が招集を受けること。この際、前日に預かったタスキを返却し、アスリートビブスを配布する。
- ② 第 2 次招集は各中継所にて行う。ただし、第 1 区、第 2 区についてはスタート地点にて行う。競技者本人が必ずアスリートビブスを付けた状態で競技服装を着用し審判員に提示すること。
- ③ 第 2 次招集の招集予定時刻は、下記の通りである。ただし、当日のレースの状況によっては総務または各中継所主任の判断により招集時刻を変更する場合がある。その場合は放送等で知らせるので注意すること。

| | 第 1 区 | 第 2 区 | 第 3 区 | 第 4 区 | 第 5 区 | 第 6 区 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第 2 次招集時刻 | 11：50 | 11：50 | 12：10 | 12：25 | 12：35 | 12：40 |

3. 繰り上げスタートについて

繰り上げスタートは今大会においては行わない。

4. 中継所について

- ① 中継線より先方 20m 付近の地点にさらにもう一本線があり、この間でタスキを手渡ししなければならない。
- ② タスキを渡し終えた競技者は、他の競技者の障害にならないよう直ちに走路の左側に出ること。(右側は大会関係車両が走行するため)
- ③ 付き添いは、原則として競技者が走り終えても走路内に入ってはいけない。

5. 競技服装・アスリートビブス・タスキについて

- ① 各チーム統一のランニング用シャツ、ランニング用パンツ（大学名・マークは統一とするが、男女別でもよい）を着用し、胸と背にアスリートビブスを付けること。
- ② タスキは前日受付の際に提出し、検定を受けたうえで許可されたものを使用すること。
- ③ 競技者は、タスキを肩から斜め脇下にかけて走行しなければならない。

6. 選手変更について

- ① 2025年2月15日（土）の前日受付終了以後の選手変更は一切認めない。
- ② 前日受付終了以後、急病等によりやむを得ず選手変更をする場合は、試合当日の午前9時30分～10時30分の間、所定の用紙に必要事項（監督のサインを含む）を記入し、診断書などを添えてヤンマースタジアム長居TICにて申し出ること。ただし、急病で診断書が提出できない場合は、後日、診断書を関西学連事務所まで送付すること。診断書の提出が無かった場合、厳重に処罰する。いかなる処罰も当該大学は速やかに受けなければならない。
- ③ ②の場合に於いて、変更理由書類（診断書等）を提出し、選手変更する場合、前日受付で申し込んだ補欠選手1名との変更のみを認め、区間変更は一切認めない。

7. 競技結果または競技実施に関する抗議について

- ① 抗議は、ヤンマースタジアム長居の大会本部にて申し出ること。
- ② 抗議は本連盟のX(旧Twitter)にて総合結果の発表を行ってから30分以内まで受け付ける。抗議は、競技者自身又は代理人、監督(責任者)が口頭でTICを通じて審判長に行うものとする。競技結果が変更された場合の正式発表に関してもX(旧Twitter)にて行う。

8. 処罰について

開催要項、大会規則並びに競技注意事項、その他の申し合わせ事項に違反した大学は、大会終了後直ちに大会総務、審判長、関西学連ヘッドコーチ、関西学連幹事長等が協議の上審査し、厳重に処罰する。
いかなる処罰も当該大学は速やかに受けなければならない。

9. 緊急事態時（自然災害等）における中止の決定方法について

- ① 事前の大会中止の決定方法については、主催者間で協議し決定する。
- ② 競技中に天災地変、事件事故等が発生した場合は主催者側が本大会の開催を判断、決定する。

10. その他

- ① 荷物の管理は各自で行うこと。盗難、紛失に関して主催者は一切の責任を負わない。
- ② 器具の紛失・破損については、その選手、補助員の所属団体から必要代金を徴収する。
- ③ 不明な点などは主催者まで問い合わせること。
- ④ 長居公園の園路、特に競技場の正面入り口前の園路は周辺住民の生活道路となっているので、園路をふさいで集合したり、シートを敷くなど他の公園を利用者の通行の妨げとならないようにし、競技役員の指示に従うこと。